

酒類販売業免許を取得するための要件

(1/2P)

『酒類小売業免許』『酒類卸売業免許』、それぞれの各種免許の主な要件は次のとおりです。

酒類小売業免許

一般酒類小売業免許

- 税金の滞納がないこと
- 申請販売場が製造免許を受けている酒類の製造場や販売業免許を受けている酒場料理店等と同一の場所でないこと、他の営業主体の営業と明確に区分されていること
- 酒類等の販売業に3年以上の勤務経験がある、3年以上の経営経験があること
- 直近の決算で債務超過になっていないこと
- ばい煙や蒸気等を排除する設備が適切であること など

通信販売酒類小売業免許

- 税金の滞納がないこと
- 酒類の通信販売を行うために十分な知識・経営能力を有すると認められるとき
- 販売用ウェブサイト等の記載事項が要件を満たしていること など

※ 通信販売で酒類を販売する場合は、未成年者への販売をしないように必要な措置を講ずることが求められていますので、十分に注意が必要です。

酒類卸売業免許

輸入酒類卸売業免許

- 税金の滞納がないこと
- 販売場の使用権限があり、飲食店や他の営業者と区分されていること など

[留意事項]

- 具体的な仕入先(海外の生産者、卸売業者)との取引同意書があること
- 輸入後の具体的な卸先との取引同意書があること

輸出酒類卸売業免許

- 税金の滞納がないこと
- 販売場の使用権限があり、飲食店や他の営業者と区分されていること など

[留意事項]

- 具体的な仕入先(国内の製造者、全酒類卸売業者)があること
- 具体的な輸出先と取引同意書があること

次頁へ続く

酒類販売業免許を取得するための要件

(2/2P)

洋酒卸売業免許

- 税金の滞納がないこと
- 販売場の使用権限があり、飲食店や他の業者と区分されていること
- 国内の仕入先、国内の販売先の取引同意書があること など

全酒類卸売業免許

- 税金の滞納がないこと
- 酒類販売の経験が10年以上あること
- 年平均販売見込数量が100キロリットル以上あること など

ビール類卸売業免許

- 税金の滞納がないこと
- 酒類販売の経験が10年以上あること
- 年平均販売見込数量が50キロリットル以上あること など

自己商標酒類卸売業免許

- 税金の滞納がないこと
- 販売場の使用権限があり、飲食店や他の業者と区分されていること
- 自己商標であることが証明できる書類があること など